

**特定非営利活動法人 芽吹  
通所介護 芽吹  
運営規程**

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人芽吹が開設する通所介護芽吹（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 通所介護 芽吹
- 2 所在地 京都府木津川市城山台8丁目1番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各従業者の員数は別紙のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤 1名（看護職員兼務））  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 通所介護従事者 生活相談員 3名（常勤 1名（介護職員兼務）非常勤 2名（介護職員兼務））  
看護職員 3名（常勤 1名（管理者兼務）非常勤 2名（機能訓練指導員兼務））  
介護職員 7名（常勤 1名（生活相談員兼務）非常勤 6名（内2名生活相談員兼務））  
機能訓練指導員 2名（常勤 0名 非常勤 2名（看護職員兼務））

通所介護従事者は、地域密着型通所介護の業務にあたる。

生活相談員は、地域密着型通所介護の利用の申込みにかかる調整、地域密着型通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し、日常生活上の介護、その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員、看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。また、看護職員は、口腔機能の状態を把握し、口腔機能改善管理指導計画の作成、口腔機能向上サービスの実施を主導する。

機能訓練指導員は、個別機能訓練計画及び運動器機能向上計画の作成等を行う。また、日常生活

を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

### 3 調理員

利用者の昼食等を調理する。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- |            |  |
|------------|--|
| 1 営業日      | 月曜日から土曜日までとする。<br>ただし、12月31日から1月3日までを除く。 |
| 2 営業時間     | 午前8時30分から午後5時30分までとする。                   |
| 3 サービス提供時間 | 午前9時15分から午後4時45分までとする。                   |

#### (利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

サービス提供時間帯 午前9時15分から午後4時45分  
定員14人とする。

#### (地域密着型通所介護の提供方法及び内容)

第7条 地域密着型通所介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 1 身体介護に関すること  
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。  
排泄の介助、移動・移乗の介助、姿勢の保持、その他必要な身体の介護
- 2 入浴に関すること  
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。  
衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助
- 3 食事に関すること  
給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。  
食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助
- 4 機能訓練に関すること  
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う
- 5 口腔ケアに関すること  
口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う。
- 6 アクティビティ・サービスに関すること  
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。  
レクリエーション、音楽活動、創作活動、行事的活動、体操
- 7 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

#### 8 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

#### (指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 地域密着型通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者的心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく地域密着型通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して事業の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

#### (個別援助計画の作成等)

第9条 地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者的心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった地域密着型通所介護計画を作成する。

- 2 地域密着型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

#### (地域密着型通所介護の提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該地域密着型通所介護について、介護保険法第42条第2項規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

#### (地域密着型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第11条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスである時は、その額の本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 地域密着型通所介護の利用者は、当該地域密着型通所介護の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、木津川市とする。

(契約書の作成)

第13条 地域密着型通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 通所介護従事者等は、地域密着型通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 地域密着型通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者 管理者

避難訓練 年2回

(防災・通報訓練を含む)

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 地域密着型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

#### (苦情処理)

第18条 管理者は、提供した地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

#### (個人情報の保護)

第19条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

#### (運営推進会議)

第20条 当事業所の運営する地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、利用者、利用者家族、地域住民及び地域包括支援センターの職員に対し、単に運営上の報告を行うだけではなく、事業所が地域との関係を構築していくうえで、利用者が地域に溶け込み、また地域住民が事業所及び利用者を理解することで、共に暮らせる関係を構築し、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議の構成員は、利用者又は利用者の家族、地域住民の代表者及び市職員又は地域包括支援センターの職員とする。  
3 運営推進会議の開催はおおむね6箇月に1回以上とする。  
4 事業の活動状況を運営推進会議で報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞くこととする。

#### (虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る  
(2) 虐待防止のための指針の整備  
(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施  
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提

供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### （身体拘束）

第23条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

#### （その他運営についての留意事項）

第24条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2か月以内
- 二 継続研修 年2回以上
- 2 通所介護従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、通所介護従事者であった者（当事業所を退職した者）に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 地域密着型通所介護の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 5 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人芽吹と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

## 附 則

- |    |   |
|----|---|
| 1  | この規程は、平成20年3月6日から施行する。  |
| 2  | 平成20年4月1日改訂 職員員数の変更に伴い、これを改訂し施行する。  |
| 3  | 平成21年4月1日改訂 職員員数の変更に伴い、これを改訂し施行する。  |
| 4  | 平成24年4月1日改訂 職員員数の変更、及び営業時間、サービス提供時間の変更に伴いこれを改訂し施行する。                          |
| 5  | 平成26年4月1日改訂 職員員数の変更に伴い、これを改訂し施行する。  |
| 6  | 平成26年10月20日改訂 事業所の所在地、及び利用定員の変更に伴い、これを改訂し施行する。                                |
| 7  | 平成27年1月31日改訂 事業所の所在地の変更に伴い、これを改訂し施行する。  |
| 8  | 平成27年4月1日改訂 職員員数の変更に伴い、これを改訂し施行する。  |
| 9  | 平成28年4月1日改訂 職員員数の変更、及びサービス種別の名称の変更、運営推進会議の追加に伴い、これを改訂し施行する。                   |
| 10 | 平成29年9月1日改訂 利用料等及び支払いの方法の変更に伴い、これを改訂し施行する。                                    |
| 11 | 平成31年4月1日改訂 職員員数の変更に伴い、これを改訂し施行する。  |
| 12 | 令和2年4月1日改訂 職員員数の変更に伴い、これを改訂し施行する。   |
| 13 | 令和3年4月1日改訂 利用料等及び従業者の職種・員数の変更に伴い、これを改訂し施行する。                                  |
| 14 | 令和4年4月1日改訂 職員員数の変更に伴い、これを改訂し施行する。   |
| 15 | 令和6年4月1日改訂 衛生管理及び従事者等の健康管理等の一部追加、虐待防止に関する事項・業務継続計画の策定等・身体拘束の追加に伴い、これを改訂し施行する。 |
| 16 | 令和7年4月1日改訂 職員員数の変更に伴い、これを改訂し施行する。   |

## 運 営 規 程 ( 別 紙 )

### 第 4 条 (従業者の職種、員数)

管理者	常勤	1名 (看護職員兼務)
生活相談員	常勤 非常勤	2名 (介護職員兼務) 2名 (介護職員兼務)
看護職員	常勤 非常勤	1名 (管理者兼務) 5名 (機能訓練指導員兼務)
介護職員	常勤 非常勤	2名 (生活相談員兼務) 5名 (内 2名 生活相談員兼務)
機能訓練指導員	非常勤	5名 (看護職員兼務)
調理員	非常勤	2名

### 第 11 条 (地域密着型通所介護の利用料等)

#### 介護保険給付対象サービスの利用料

7 時間以上 8 時間未満		利用料金 (自己負担額)	
要介護 1		753円	1 日につき
	要介護 2	890円	1 日につき
	要介護 3	1,032円	1 日につき
	要介護 4	1,172円	1 日につき
	要介護 5	1,312円	1 日につき
入浴介助加算 I		40円	1 日につき
入浴介助加算 II		55円	1 日につき
個別機能訓練加算 I 1		56円	1 日につき
中重度者ケア体制加算		45円	1 日につき
口腔・栄養スクリーニング加算 I		20円	6 月に 1 回
サービス提供体制強化加算 I		22円	1 回につき
介護職員処遇改善加算 I			
介護職員特定処遇改善加算 I			

#### 介護保険給付対象外サービスの利用料

食材料費	1食	600円
おむつ代	紙パンツ・おむつ1組	100円 尿取りパット 20円
利用者の希望による教養娯楽費用	行事やクラブ活動による材料費等、現に要した費用	

